

かごしまコンパクトなまちづくりプラン(改定)の素案に係るパブリックコメント手続の意見及び対応状況一覧

- 1. 意見の募集期間 令和5年7月3日(月曜日)～8月4日(金曜日) (33日間)
- 2. 意見の提出者数(件数) 13 人 (30 件)
- 3. 意見の対応状況

項目 対応区分		1 居住誘導区域 について	2 居住環境向上 施設について	3 都市機能誘導 区域について	4 誘導施設 について	5 市が独自に位置 づける区域(法 定外)について	6 防災指針 について	7 その他	計
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0	0	0	0	0	0	0	0
B	意見の趣旨等は、計画(案)に盛り込み済みのもの	1	0	3	0	0	1	6	11
C	計画には盛り込まないもの	0	0	1	0	1	0	0	2
D	具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0	0	0	0	0	1	3	4
E	その他要望・意見等	1	0	0	0	1	2	9	13
計		2	0	4	0	2	4	18	30

かごしまコンパクトなまちづくりプラン（改定）の素案に係るパブリックコメント手続

項目	1 居住誘導区域について
	2 居住環境向上施設について
	3 都市機能誘導区域について
	4 誘導施設について
	5 市が独自に位置づける区域（法定外）について
	6 防災指針について
	7 その他

対応区分	
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの
B	意見の趣旨等は、計画（案）に盛り込み済みのもの
C	計画には盛り込まないもの
D	具体的な事業の実施にあたり参考とするもの
E	その他要望・意見等

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
1	1	居住誘導区域には、今後も公共交通の充実していることが重要だと思いますので、交通関係の部署とも連携を図りながら取り組んでいきたいです。	ご意見については、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることとしております。	B
2	1	鹿児島市では居住誘導区域の設定にあたり、市街化区域を基本として設定しているが、他都市の立地適正化計画では市街化区域を基本として、居住誘導区域を設定しているような計画は見当たらない。今回の見直しは当初策定から5年しか経過していないため、大幅な見直しは困難だと思うが、次回の見直しでは、公共交通の利便性が低い区域等の居住誘導区域に適さない区域は、居住誘導区域から除外する等、よりコンパクトなまちづくりを推進するような計画にしていきたい。	ご意見として承ります。	E
3	3	市電沿線は交通の利便性が高く、都市機能を集約するのに適した地域だと思います。プランが描いているように、アクセスしやすい地域に都市機能が集まることで、鹿児島の発展につながればいいなと感じました。	賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。	B
4	3	都市機能誘導区域に店舗などを誘導するには、補助や規制緩和など、事業者にとってメリットとなるような制度が必要ではないか。	ご意見については、「9. 都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策」ー「9.1市が講じる施策」に居住や都市機能の誘導施策・事業を位置づけ、国の支援措置も活用しながら取り組むこととしております。	B
5	3	今回、市立病院や荒田周辺の市電沿線を都市機能誘導区域に追加しているのは良いと思う。	賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。	B

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
6	3	本港区周辺のまちづくりについて、体育館やサッカースタジアムを整備するとの話があるが、都市機能誘導区域にしないのか。	本港区周辺については、「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」において検討が進められていることから、今後の状況を踏まえながら検討することとしております。	C
7	5	P71を見ると、市街化調整区域の集落核エリアについて、位置付けられているのは、皆与志小学校周辺、小山田小学校周辺など限定されています。市が独自に定められるのであれば、他の小学校周辺で必要なところもあると思うので位置付けてよいのではないのでしょうか。	ご意見については、第二次かごしま都市マスタープランにおいて定められている集落核を基本として設定しており、当面、現状を維持することとしております。	C
8	5	P71の市が独自に位置づける区域(法定外)とはどういう意味なのか。	都市再生特別措置法において、立地適正化計画は都市計画区域を対象とし、居住誘導区域や都市機能誘導区域は市街化調整区域に定めないとされていることから、都市計画区域外や市街化調整区域に法定外の区域として位置づけた区域のことです。	E
9	6	人口減少が進み、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があるなかで、防災の観点でプランに盛り込まれたことは良いことだと思います。	賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。	B
10	6	P101の中心市街地以外の市街化区域【洪水】で、甲突川沿いでは垂直避難も困難で、避難所も浸水想定区域に多く立地しており、P104の取組の方向性としては、河川整備等の推進や避難体制の充実などがあるが、ハード整備がすぐには出来ない状況の中では、避難体制の充実が必要だと思います。	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。	D

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
11	6	<p>81頁12.1防災指針とは 本計画において、災害リスクが特に高い、「災害レッドゾーン」を居住誘導区域から除外することに賛同します。ただし、「災害イエローゾーン」については、「広範囲に及ぶとともに、既に市街地が形成されていることから、居住誘導区域から全てを除くことが現実的に困難な状況です。」との市の認識は理解いたしますが、概ね20年後の2040年の市の姿を展望する計画であることから、自然災害の頻発化・激甚化の観点からもイエローゾーンのうち、生命・身体および財産に関する危険性が高い区域を除外すべきと考えます。</p> <p>例えば、「家屋倒壊等判断想定区域(河岸浸食)」は、生命・身体および財産に著しい影響を与える可能性があるため、居住誘導区域に含めることは慎重であるべきと考えます。</p> <p>また、82頁の計画規模の浸水想定では、神之川の年超過確率は1/30となっており、本計画期間内でも相当程度の確率で計画規模の浸水が発生する可能性があると考えます。計画規模洪水で浸水深が3mを超える地域(1階建て家屋は水没)は、生命は助かったとしても、財産の著しい損失が想定されることから、居住誘導区域に含めることは慎重な判断が必要ではないかと考えます。</p>	<p>ご意見については、「3. 居住誘導区域」－「3.2鹿児島都市計画区域の設定」－「(2) 居住誘導区域から除外する区域」等において、防災マップを作成し、浸水想定区域や避難場所等について住民へ周知するなど、避難警戒体制が整備されていると判断し居住誘導区域から除外しないこととしております。また、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避・低減させるため、必要な防災・減災対策を講じ、安全性を確保することとしております。</p>	E
12	6	<p>降雨量による避難指示発令と避難場所の伝達方法を文面に表記するとよいと思う。</p>	<p>ご意見については、「12.3防災まちづくりの将来像、取組方針」－「(1) 防災まちづくりの将来像」－「～上位・関連計画の位置付け～」に記載している「鹿児島市地域防災計画本編(2021年3月23日修正)」において、「風水害対策編」－「第3章 災害応急対策」－「第7節 避難計画」に記載しております。</p>	E
13	7	<p>1頁 1.1立地適正化計画策定の背景と目的 鹿児島市においても7頁で想定する人口減少、9頁で想定する高齢化や29頁の財政支出状況を考慮し、各世代が安心かつ健康で快適な生活環境を実現しつつ、本市を維持・発展していくためには、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本的な考えとする本立地適正化計画に賛同します。</p>	<p>賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。</p>	B

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
14	7	<p>32頁・33頁「2.3本市の課題とまちづくりの方向性」 「まちづくりの課題」中の「災害等に対する安全性」において「現在の居住区域にも土砂災害や洪水浸水などの恐れのある区域が存在しており、将来的に渡ってもこうした地域に居住することを想定した場合、防災・減災対策を講じる必要がある。」との問題認識、「まちづくりの方向性」として「コンパクトで暮らしやすい安全な市街地の形成に向けた土地利用の促進を図る。」について賛同します。</p>	<p>賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。</p>	B
15	7	<p>47頁3.2 鹿児島都市計画区域の設定 居住誘導区域の設定方針について賛同します。特に「③災害に対する安全性が確保され居住に適している区域」とすることは、住民の生命・身体および財産を守る観点からも慎重に検討をすべき視点と考えます。</p>	<p>賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。</p>	B
16	7	<p>今後も人口減少は避けられないと思うので、コンパクトなまちづくりを推進していくことは良いことだと思う。住宅や店舗等を集約し、バス等の公共交通が維持されるよう取り組んでいただきたい。</p>	<p>賛同のご意見として承り、かごしまコンパクトなまちづくりプランの推進に取り組みます。</p>	B
17	7	<p>居住や都市機能を誘導することのだが、何かメリットがないとなかなか誘導はできないのではないかな。</p>	<p>ご意見については、「9.都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策」―「9.1市が講じる施策」に居住や都市機能の誘導施策・事業を位置づけ、国の支援措置も活用しながら取り組むこととしております。</p>	B

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
18	7	<p>居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、居住や都市機能を誘導するのであれば、これらの誘導を図るため財政上等の支援措置を設けるべきではないでしょうか。届出制度で本当に誘導が図られるのでしょうか。</p>	<p>ご意見については、「9.都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策」ー「9.1市が講じる施策」に居住や都市機能の誘導施策・事業を位置づけ、国の支援措置も活用しながら取り組むこととしております。</p>	B
19	7	<p>コンパクトなまちづくりを進めるとのことだが、バス本数が減少しており、公共交通の維持の観点を入れたほうがよいのでは。</p>	<p>ご意見については、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることとしております。公共交通の維持に関する施策は、「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」において取り組むこととしており、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D
20	7	<p>今後の人口減少・少子高齢化社会の進行等を踏まえると「コンパクトなまちづくり」を進めることは非常に重要なことだと思います。 素案には、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるとし、立地適正化計画は居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして策定する計画とありますが、公共交通に関する記載がありません。 近年、バス路線の統廃合が進み、多くの路線で減便が進んでいる中、コンパクトなまちづくりを進めるには、公共交通をどのように維持していくのかが、重要な課題だと考えますが、公共交通の維持に関する施策はどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>ご意見については、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることとしております。公共交通の維持に関する施策は、「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」において取り組むこととしており、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
21	7	<p>石谷町に店を構え、客層も幅広くご利用いただいています。近年、お店等も増え、街に出なくても住み易い町になってきたと思います。ですが、「車に乗れる人」のみ、住み易い町なのです。免許を返納したお年寄りや中高生には、どこに行くにも人の手を借りないとならない町です。「コンパクトでみんなが住み易い町づくり」大賛成です。是非、コミュニティバスの充実をご一考お願いします。</p> <p>1. 既存のバス(南国交通)は石谷から吉野行があるが鹿児島中央駅まで45分かかるため利用者が少ない。</p> <p>2. 既存のあいばす(コミュニティバス)は、松元町を周回して、松元町役場、平之岡温泉に寄るので時間がかかるので利用者が少ない。(お風呂に行く高齢者がいるのでこれはこれで必要)</p> <p>3. 上伊集院駅の一日利用者は約3,000人以上、中央駅まで10分。ここに地域住民が利用できるバスがない。一時的に電車に乗って中央駅に行きたくても駐車場がない。しかも、石谷も春山も駅よりも50mも高い団地に居住している。利用者のほとんどが身内による駅までの送り迎えに頼っており、朝、夕の駅前道路(片側1車線)ロータリーに入りきらない送り迎えの車で渋滞になることもまちまちある。中学校はスクールバスがあるけど、土日の部活や長期休みには対応しておらず、普段自転車通学をしている子は雨の日でも乗れないのだという。</p> <p>4. 上伊集院駅はホームに行くための階段にエレベーターを設置して高齢者にも利用しやすくなった。</p> <p>5. 石谷、春山は町からでなくても生活できるけど車がないと無理。高齢者が運転免許証を返納しても安心して暮らせる町、子育て世代が仕事をしながらも住みよい街にするにはコミュニティバスの充実が必要不可欠だと思います。(上伊集院駅に駐車場もできれば…)松陽台に住んでいる赤ちゃん連れお母さんがAコープやタイヨーに来れるように…、タイヨー周辺に住んでいるおばあちゃんが松陽台の渡辺クリニックに来れるように…、中央駅で買い物したい親子が車でなく電車でアミュに行くようになれば武岡トンネルの渋滞緩和にもなるはずです。小山田、犬迫からのあいばすがタイヨー松元に止まるなら石谷バスに乗り換えて病院にも行くことができます。全地域は回れないけど駅を基点とした主要道路をグルグル回るバスを運用してほしいです。(朝、夕多めに)そこより遠くに住んでいる方もいるでしょう。タイヨー松元やお茶の里まで迎えにければ駅までくるより幾分楽なのではないでしょうか。近年、茶畑だった土地が宅地として売れ、若い世代の夫婦が家を建て、どんどん人口増加している旧松元町において、最重要課題だと危惧しております。どうかご一考ください。</p>	<p>ご意見については、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることとしております。コミュニティバスの充実に関する施策は、「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」において取り組むこととしており、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
22	7	「かごしまコンパクトなまちづくりプラン」の見直しの制定年月日及び期間を記載すると理解しやすい。	制定年月日については、本プランの表紙に年月を記載することとしております。また、期間については、「1.6立地適正化計画の目標年次」に記載しております。	E
23	7	コンパクトシティ・プラス・ネットワークやアクションプラン、マスタープラン、第2期総合戦略、地域生活拠点、団地核、集落核、特定用途制限地域などわからない専門語があるので注釈をしてもらいたい。	ご意見については、参考資料として用語解説に記載することとしております。	E
24	7	P49、P52～53、P54～56、P58～62の資料の出典名がないので記載したほうがよい。	ご意見については、本プラン見直しにあたり作成したものであるため、出典は記載しておりません。	E
25	7	P63職住育近接型まちづくりとは、どのようなことなのか説明がほしい。	ご意見については、参考資料として用語解説に記載することとしております。	E
26	7	P65都市機能誘導区域とは、どのような区域か説明が必要	ご意見については、「1.3立地適正化計画（法定）に定める事項」－「（5）都市機能誘導区域」に「医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。」と記載しております。	E
27	7	P66～67の出典名を記載したほうがよい。	ご意見については、本プラン見直しにあたり作成したものであるため、出典は記載しておりません。	E
28	7	P69の表の出典名を記載した方がよい。	ご意見については、本プラン見直しにあたり作成したものであるため、出典は記載しておりません。	E
29	7	P71～72、P78～79の図の出典名を記載したほうがよい。	ご意見については、本プラン見直しにあたり作成したものであるため、出典は記載しておりません。	E

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
30	7	P83～89、P92～99、P101、P104、P106の地図及び表について出典名を記載したほうがよい。	ご意見については、本プラン見直しにあたり作成したものであるため、出典は記載しておりません。	E

「浸水イエローゾーンの指定」の素案に係るパブリックコメント手続の意見及び対応状況一覧

- 1. 意見の募集期間 令和5年7月3日(月曜日)～8月4日(金曜日) (33日間)
- 2. 意見の提出者数(件数) 6 人 (13 件)
- 3. 意見の対応状況

項目 対応区分		1 「浸水イエローゾーンの指定」 の素案について	2 その他	計
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0	0	0
B	意見の趣旨等は、計画(案)に盛り込み済みのもの	0	0	0
C	計画には盛り込まないもの	2	0	2
D	具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0	1	1
E	その他要望・意見等	0	10	10
計		2	11	13

「浸水イエローゾーンの指定」の素案に係るパブリックコメント手続

項目	1 「浸水イエローゾーンの指定」の素案について
	2 その他

対 応 区 分
A 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの
B 意見の趣旨等は、計画（案）に盛り込み済みのもの
C 計画には盛り込まないもの
D 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの
E その他要望・意見等

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
1	1	対象とする降雨が1,000年超えに1回程度の大雨となっているが、各河川はこれより規模が小さい降雨を対象に整備されており、以前の防災マップには、計画規模降雨に基づき浸水想定区域が公表されていた。安心・安全なまちづくりを目指すのであれば、浸水イエローゾーンは計画規模降雨を対象に区域を指定すべきではないか。	ご意見については、国の技術的助言（令和3年4月1日付け国都計第176号）において、浸水イエローゾーンは、「想定最大規模降雨に基づく想定浸水深によることが原則である」、また、「一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3.0mを目安とすること」とされていることから、「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3m以上の範囲」を指定区域としております。	C
2	1	浸水想定区域を3mとしているが、3mも浸水すると1階建ての平屋は屋根部分まで浸水する。1,000年超えに1回のような降雨を対象とする場合、浸水深をもっと低く設定すべきではないか	ご意見については、国の技術的助言（令和3年4月1日付け国都計第176号）において、浸水イエローゾーンは、「想定最大規模降雨に基づく想定浸水深によることが原則である」、また、「一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3.0mを目安とすること」とされていることから、「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3m以上の範囲」を指定区域としております。	C
3	2	一般的な家屋の2階の床面を目安として、想定浸水深3m以上を指定区域に設定していますが、浸水イエローゾーンの指定後においても、宅地のかさ上げなど、浸水対策を講じた場合は、建築が許可されるような制度についても検討していただきたい。	ご意見については、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が示された土地では開発審査会の議を経たうえで、安全性が確保されると認められる場合には建築可能となるよう、許可基準を整備することとしており、今後の参考とさせていただきます。	D

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
4	2	浸水イエローゾーン指定区域全体135haを各河川毎の面積一覧表にする必要があります。	ご意見については、令和3年の水防法の一部改正を受け、県が浸水イエローゾーンの基本となる「洪水浸水想定区域」の指定を順次進めていることから、今後の参考とさせていただきます。	E
5	2	浸水イエローゾーン指定区域位置図の中へ2級河川の名称と流域及び「浸水イエローゾーン流域」を記載すべきと思う。	浸水イエローゾーンの指定区域は、「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3m以上の範囲」が対象となるよう、告示文で指定することとしており、指定区域については、市HPで確認方法等を公表し、周知を図ることとしております。	E
6	2	近年、線状降水帯等による大雨で、数十年に一度といわれる降雨が頻発し、大規模な災害が発生している状況である。生命又は身体に著しい危害が生ずるような、危険な区域であれば、人的要件の有無にかかわらず規制すべきではないか。	浸水イエローゾーンは、令和4年の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正により、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる浸水イエローゾーン等の災害のリスクが高いエリアが、条例第2条7号で定める住宅建築等が可能な区域から除外されたことから、新たに指定するものです。人的要件のある分家住宅等、条例第2条1号から6号に規定されている開発行為については、条例改正の対象となっていないため規制の対象外となっております。	E
7	2	自然災害の被害を防ぐことが目的なのであれば、人的要件有りの住宅も規制すべきではないか。浸水の危険性が高いという同じリスクを抱えながら、なぜ人的要件によって建てられる住宅と建てられない住宅が区別されるのか。	浸水イエローゾーンは、令和4年の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正により、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる浸水イエローゾーン等の災害のリスクが高いエリアが、条例第2条7号で定める住宅建築等が可能な区域から除外されたことから、新たに指定するものです。人的要件のある分家住宅等、条例第2条1号から6号に規定されている開発行為については、条例改正の対象となっていないため規制の対象外となっております。	E
8	2	「浸水イエローゾーンの指定」する制定年月日を記載すべきと思う。	浸水イエローゾーンは、市の告示により指定することから、告示日が指定日となります。	E
9	2	「浸水イエローゾーンの指定区域」については、かごしま市防災計画への記載や市民へ周知するため図示して配布した方がよいと思う。	鹿児島市防災計画への記載に関するご意見については、関係部署と協議の上、検討いたします。なお、指定区域については、市HPで確認方法等を公表し、周知を図る予定としております。	E
10	2	土地を売買する際に浸水イエローゾーンに該当するかどうかを確認するためには、どのような手続きが必要となるかを周知してほしい。	ご意見については、市HPで指定区域の確認方法等を公表し、周知を図る予定としております。	E

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
11	2	大雨による災害が多発しており、自然災害に対し危ないエリアを規制するのは重要なことだと思うが、防災ハザードマップを確認したところ、いろいろな災害が重なり、指定区域が確認しづらい。このため、指定区域が確認しやすい環境を整えて欲しい。	ご意見については、市HPで指定区域の確認方法等を公表し、周知を図る予定としております。	E
12	2	区域図が小さくてわかりづらいが、敷地が少しでもイエローゾーンにかかっていたら開発・建築行為が禁止されるのか。	開発等の区域に浸水イエローゾーンが少しでも含まれる場合は、連たん住宅など、人的要件のない基準に基づく開発・建築行為が禁止されます。	E
13	2	危険な区域への建築を規制する主旨はわかるが、市街化区域にはなぜ指定しないのか	浸水イエローゾーンは、令和4年の鹿児島州市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正により、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる浸水イエローゾーン等の災害のリスクが高いエリアが、条例第2条7号で定める住宅建築等が可能な区域から除外されたことから新たに指定する区域で、市街化区域は対象外となっております。	E